

PCB特別措置法

〈ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法〉

- ・PCB廃棄物保管者は、PCB廃棄物を**自らの責任において**确实かつ適正に処理しなければならない。(第3条)
- ・PCB廃棄物保管者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を**都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない**。(第8条、第15条、第19条)
- ・PCB廃棄物保管者は、**政令で定める期間内に**、PCB廃棄物を自ら処分し、又は**処分を他人に委託しなければならない**。(第10条、第14条、第18条)
- ・何人も、環境省令で定める場合のほか、**PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受け**てはならない。(第17条)
- ・特例処分期限日(2021年3月末日)までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物は、**これを高濃度PCB廃棄物とみなし法の規定を適用する**。(第20条)

PCB特別措置法の一部改正について

《背景》

高濃度PCB廃棄物については現在JESCOで処理を行っているが、地元との約束で、事業所ごとの計画的処理完了期限は最短で2019年(平成31年)3月末となっている(近畿エリアは2022年(平成34年)3月末)。

しかし、処分委託しない事業者や使用中のPCB製品が存在することなどから、このままでは期限までの処理完了が危ぶまれる状況となっている。



一日でも早く確実に処理を完了するため、必要となる制度的措置を講じることを目的とし、PCB特別措置法の一部を改正する法律が平成28年5月2日に交付され、平成28年8月1日に施行された。

高濃度PCB廃棄物の処分委託期限について(第10条)

高濃度PCB廃棄物の処分期間は2021年3月31日までです。

ここまで処分!!

2021年
3月31日

改善命令等

計画的処理完了期限

2022年
3月31日

処分期間

既に計画的に処分を進めてきた事業者については、
2022.3.31までの処分が認められる場合があります。
(特例)

< 罰則等について >

- ・環境大臣又は都道府県知事・政令市長は、期限を定めて、高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる(PCB特措法第12条に基づく改善命令)。
- ・改善命令に違反した場合は、**3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。
- ・なお、**大阪市では**、PCB特措法に基づく改善命令を発出したときは、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき、**氏名等の公表**を行います。

使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄について

使用中の高濃度PCB使用製品についても、
2021年(平成33年)3月末より前に廃棄することが義務付けられました。

「使用を止めてから廃棄する」という意味

処分期間内(2021年(平成33年)3月31日まで)に廃棄されなかった
高濃度PCB使用製品については、これを高濃度PCB廃棄物とみなす。

PCB特別措置法及び廃棄物処理法の規定が適用される

使用中のPCB機器がある場合は、
計画的にPCBを使用していない製品と交換し、
2021年(平成33年)3月末までに処分を行ってください

PCB廃棄物の処分期限

2021年(平成33年)

3月31日

までに

JESCOで処分

高濃度

PCB廃棄物は処分期限までに
必ず処分をしてください。

2027年(平成39年)

3月31日

までに

無害化処理認定施設等で処分

低濃度

第4章

PCB廃棄物の 保管・届出

PCB廃棄物の保管について

PCB廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」です。



廃棄物処理法に従い、
特別管理産業廃棄物管理責任者のもとで適正に保管してください。

PCB廃棄物を保管する場合…

- ▶特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要
- ▶特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管
- ▶特別管理産業廃棄物保管場所であることの表示(掲示板)が必要

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

▶PCB廃棄物の処分に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない。

➡この義務に違反すると、30万円以下の罰金に処されます。

▶特別管理産業廃棄物管理責任者は(公社)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習を修了することで資格を取得することができる。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会（旧：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会）HPで申込方法や講義日程の確認が可能です。

<http://www.o-sanpai.or.jp/workshop/about01.html>（アドレス変更なし）

特別管理産業廃棄物保管基準 (PCB廃棄物の場合)

- ▶ 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
 - ▶ 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
 - ▶ PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が、講じられていること
 - ▶ 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
 - ▶ PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等の、必要な措置が講じられていること
 - ▶ PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために、必要な措置が講じられていること
 - ▶ PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること
- ➡ 基準に適合していない場合、廃棄物処理法に基づき都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

保管場所掲示板の例

← 60cm以上 →

特別管理産業廃棄物	
PCB廃棄物保管場所(関係者以外立入禁止)	
名 称	
所 在 地	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
連 絡 先	

↑ 60cm
以上 ↓

特管産廃保管場所の法定表示項目(参考)・・・施行規則第8条
(イ)特管産廃の保管場所である旨、(ロ)保管する特管産廃の種類、
(ハ)保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、等

PCB廃棄物等保管及び処分状況等の届出

PCB廃棄物を保管されている方は、PCB特別措置法の規定により、**毎年4月1日から6月30日**までに、前年度末の保管等状況を記載した

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」

(以下、届出書という)を大阪市環境局環境管理課産業廃棄物規制グループへ提出してください。

ただし、届出書を1度も提出したことがない事業所において、新たに保管又は所有が判明した場合は、判明後速やかに提出してください。

なお、届出書の内容は、PCB特別措置法の規定により、所管の都道府県又は市において、公表しています。

対象	提出書類
前年度にPCB廃棄物を保管していた事業者	届出書
新規届出または保管状況に変化があった事業者	届出書及び <u>保管状況が分かる写真</u>
前年度中にPCB廃棄物を委託処分した事業者	届出書及び <u>マニフェストD票又はE票の写し</u>

補足：PCB廃棄物を移動させる場合、移動前にPCB廃棄物保管場所変更計画書が必要になります。

▶**届出書の様式**

大阪市ホームページ「産業廃棄物関係書類(様式)」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009845.html#pcbhaikibutu>

・PCB廃棄物関係書類

1 PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

▶**提出方法**

窓口又は郵送

▶**問合せ先**

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ

電話 06 - 6630 - 3284

PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書について

(平成28年PCB特別措置法の一部改正)

事業場で保管されている

- ・全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合、
 - ・全てのPCB廃棄物の処分を終了した場合、
 - ・全ての高濃度PCB使用製品の使用を取りやめた場合、
- 20日以内に届出が必要

PCB含有電気工作物の使用を止めた場合は、電気事業法に基づく「廃止届出書」が必要
(提出先：経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課)

- ▶届出書の様式等は大阪市ホームページにて公表しています。
大阪市ホームページ「産業廃棄物関係書類(様式)」
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009845.html#pcbhaikibutu>

- ▶添付書類は必要ありません。

- ▶提出方法
窓口又は郵送

本届出後、翌年度にPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の提出は必要です。

第5章

PCB廃棄物の 処分手順について

高濃度PCB廃棄物の処分について

高濃度PCB廃棄物は
中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)
で処分を行う

《JESCO》

- ▶国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社の実施していたPCB廃棄物処理事業を行う、政府全額出資の特殊会社
- ▶高濃度PCB廃棄物を処分する事業所は全国5ヶ所
室蘭市(北海道)・東京都・豊田市(愛知県)・大阪市・北九州市
- ▶廃棄物の種類や重量により受入事業所が決まっている
近畿エリアの高濃度PCB廃棄物及び汚染物は、
【大阪PCB処理事業所】又は【北九州PCB処理事業所】で処分
- ▶処分を委託するにあたって、事前に**登録**が必要
- ▶中小企業や個人の方々が保管する高濃度PCB廃棄物の処理費用について、
軽減制度の適用あり
適用を受ける場合はJESCOへ申請が必要

近畿エリアのPCB廃棄物受入を行う JESCO事業所

平成27年度
から受入開始

北九州PCB処理事業所

安定器
小型電気機器
3kg未満のトランス類
コンデンサ類
感圧複写紙
ウエス等

搬入荷姿登録が必要

東京本社

大阪PCB処理事業所

トランス・コンデンサ類
3kg以上の高濃度機器類
高濃度PCB油

機器等登録が必要

処分期間 2021年(平成33年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物の処分について

低濃度PCB廃棄物は
民間無害化処理認定施設
で処分を行う

《民間無害化処理認定施設》

- ▶環境大臣による無害化処理認定を受けた者(全国35社、平成30年12月現在)
- ▶都道府県知事による許可を受けた者(5社)
- ▶廃棄物の種類(廃油・トランス・コンデンサ・汚染物等)から、認定又は許可を持つ処理施設を選定

(参考)環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

課電自然循環洗浄法

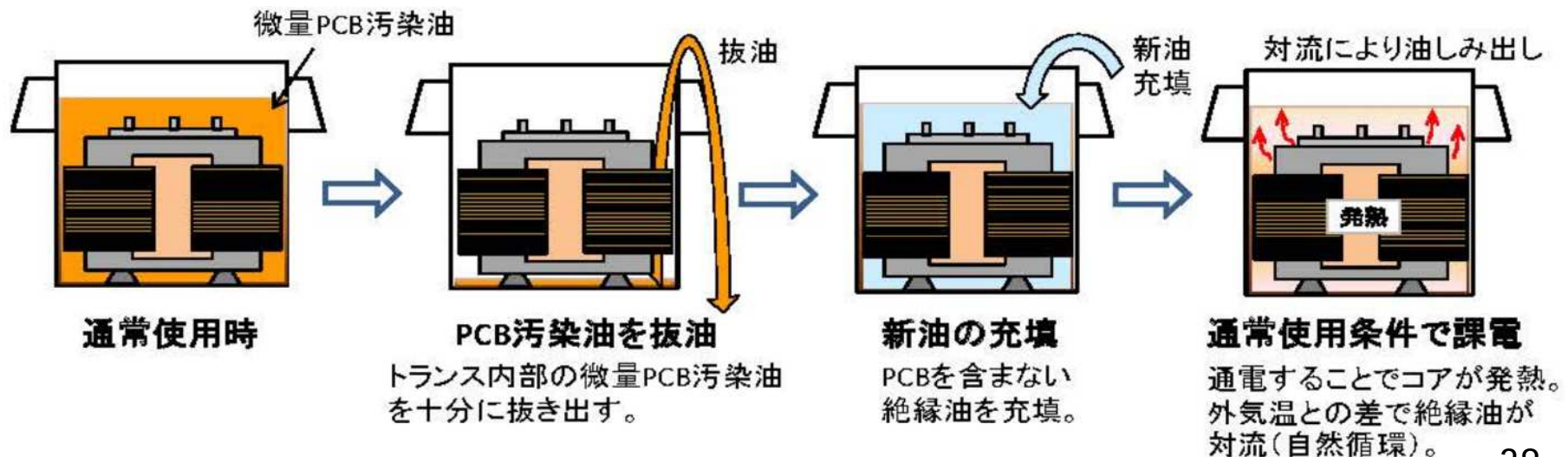
課電自然循環洗浄法とは

使用中の変圧器内のPCB汚染絶縁油を抜油し、PCBに汚染されていない絶縁油を新たに注油した後、通常の変圧器の使用時の発熱により、変圧器内部に付着しているPCBを絶縁油で洗浄する方法。

【適用可能機器】

低濃度(微量)PCB含有電気機器等である使用中の変圧器のうち、元油中のPCB濃度が5 mg/kg以下で、かつ、油量が2,000リットル以上のもの

(詳細は経済産業省、又は、民間無害化処理認定施設の各ホームページ参照)



まとめ

- ・ 倉庫や電気室、機械室などにPCB廃棄物を保管及びPCB使用製品を所有されていませんか？
電気主任技術者等に相談する、メーカーに問い合わせるなどして速やかに確認をお願いします。
（「確認方法は、第2章 PCB廃棄物の確認方法」を参照してください。）
なお、使用中の電気設備については感電の恐れがあり非常に危険です。
調査のために近づかないでください。
（電気主任技術者等に相談してください。）
- ・ PCB廃棄物保管者及びPCB使用製品の所有者は、保管、移動、処分の状況などを届出書によって、毎年度6月30日までに所管行政へ報告する義務があります。未届けの方は、速やかに届出してください。
- ・ 処分を行うまでの間は適正に保管してください。
- ・ 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品は、原則、2021年3月末までの処理が必要です。

ご清聴ありがとうございました